諮問第25号令和4年11月16日

世田谷区地域保健福祉審議会 会長 中 村 秀 一 様

世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区地域保健福祉推進条例(平成8年3月条例7号)第19条第2項第4号の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

諮問事項

せたがやノーマライゼーションプランー世田谷区障 害施策推進計画ーの策定にあたっての考え方について

1 諮問事項(諮問第25号)

せたがやノーマライゼーションプランー世田谷区障害施策推進 計画-の策定にあたっての考え方について

2 諮問理由

世田谷区は、「障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して、住み慣れた地域で支えあい、自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」をせたがやノーマライゼーションプランー世田谷区障害施策推進計画ーの基本理念とし、障害者(児)の支援施策を総合的に推進しています。

令和4年9月には、「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」を制定し、障害理解の促進や差別解消、参加や活躍の場の拡大、情報コミュニケーション等について、必要な施策を講じていくことを定めました。

一方で国では、国連の障害者権利委員会から日本政府に対して9 0項目以上の勧告があり、この勧告を踏まえた国や都の動向を注視 する必要があります。

そこで、「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす 条例」を基礎として施策展開を図れるよう、せたがやノーマライゼ ーションプランー世田谷区障害施策推進計画ーの策定にあたっての 考え方について諮問します。